

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第35号

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

総社市火災予防条例施行規則（平成17年総社市規則第162号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(防火対象物の使用開始の届出)</p> <p>第3条 条例第43条の規定による防火対象物の使用開始（休止後の再開も含む。）の届出を必要とするものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項イ、(2)項、<u>(5)項イ及び(6)項ロ</u>に掲げる防火対象物</p> <p><u>(2) 令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</u></p> <p><u>(3) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（第1号又は前号の用途に供する部分が存するものに限る。）</u></p> <p><u>(4) 令別表第1(16の2)項、(16の3)項、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物</u></p>	<p>(防火対象物の使用開始の届出)</p> <p>第3条 条例第43条の規定による防火対象物の使用開始（休止後の再開も含む。）の届出を必要とするものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項イ、(2)項、(6)項ロ、<u>(16)項イ（(1)項イ、(2)項及び(6)項ロの用途に供する部分を含むものに限る。）</u>、<u>(16の2)項、(16の3)項、(17)項及び(18)項</u>に掲げる防火対象物</p>

改正後	改正前
<p>(5) 令別表第1(1)項ロ, (3)項, (4)項, (6)項イ, ハ及びニ, (9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物<u>(第2号及び第3号に掲げるものを除く。)</u>で, 延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員30人以上のもの</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる防火対象物以外の令別表第1に掲げる防火対象物で, 地階, 無窓階又は3階以上の階の床面積が50平方メートル以上のもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる防火対象物以外の令別表第1に掲げる防火対象物のうち, 同表(1)項から(4)項まで, (5)項イ, (6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で, 当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられ, 又は消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては, 1)以上設けられていないもの</p> <p>2 略</p> <p>3 消防長は, 前項の届出書を受理したときは, 検査のうえ, 令第2章第3節, <u>規則</u>第2章第2節, 条例第4章及び第5章に規定する基準その他の法律又は命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに適合していると認めるときは, 届出書の1通に検査済の印(様式第2号の2)を押して返付する。</p>	<p>(2) 令別表第1(1)項ロ, (3)項, (4)項, <u>(5)項イ,</u> (6)項イ, ハ及びニ, (9)項イ及び(16)項イ <u>((1)項イ, (2)項及び(6)項ロ以外の用途に供する部分を含むものに限る。)</u>に掲げる防火対象物で, 延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員30人以上のもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げる防火対象物以外の令別表第1に掲げる建築物で, 地階, 無窓階又は3階以上の階の床面積が50平方メートル以上のもの</p> <p>2 略</p> <p>3 消防長は, 前項の届出書を受理したときは, 検査のうえ, 令第2章第3節, <u>消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)</u>第2章第2節, 条例第4章及び第5章に規定する基準その他の法律又は命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに適合していると認めるときは, 届出書の1通に検査済の印(様式第2号の2)を押して返付する。</p>

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。